

鳥取県告示第 142 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成 20 年 3 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

米子市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害警戒区域の名称

本谷川（Ⅰ-2-26-32-1）、山坪井谷（Ⅰ-2-26-32-3）、小大場（Ⅰ-2-26-32-4）、西原谷（Ⅰ-3-00-32-5）、西原ⅰ（Ⅰ-2-26-32-7）、西原ⅱ（Ⅰ-2-26-32-8）、北尾ⅰ（Ⅰ-2-26-32-9）、北尾ⅱ（Ⅰ-2-26-32-10）、柳谷川（Ⅰ-2-26-32-11）、本宮ⅰ（Ⅰ-2-26-32-13）、本宮ⅱ（Ⅰ-2-26-32-14）、西原ⅲ（Ⅱ-2-33-32-3）、上淀ⅰ（Ⅱ-2-26-32-4）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

2 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

米子市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

本宮地区（Ⅰ-948）、本宮 2 地区（Ⅰ-949）、富繁地区（Ⅰ-952）、福井地区（Ⅰ-953）、西原地区（Ⅰ-1171）、西原 2 地区（Ⅰ-1454）、西原 3 地区（Ⅰ-1455）、西原 4 地区（Ⅰ-1456）、北尾地区（Ⅰ-1457）、福岡地区（Ⅰ-1458）、西尾原地区（Ⅰ-1459）、小波浜地区（Ⅱ-3018）、西原 5 地区（Ⅱ-3019）、西原 6 地区（Ⅱ-3020）、西原 7 地区（Ⅱ-3021）、上淀地区（Ⅱ-3022）、富繁 2 地区（Ⅱ-3025）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所県土整備局並びに米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）